

6 水環境



I 現況

水質汚濁の原因は多岐にわたります。人の活動に伴うもののか、例えば火山活動など自然的要因によるものもあります。下水道など生活排水処理施設の整備により、水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量（BOD¹）又は化学的酸素要求量（COD²）の環境基準達成率は、改善傾向にありますが、100%の達成には至っていません。

本県の主要な水源は、相模川水系と酒匂川水系であり、県内水需要の9割以上をまかなっています。県は、水源環境を保全する取組として、2007年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、取組を進めています。

2022年度からは、最後の5年となる第4期目の計画に取り組んでいますが、これまでの取組により、相模川・酒匂川流域においては、アオコの発生要因となる窒素濃度に減少傾向が認められており、県民の水がめであるダム湖への栄養塩類の削減に一定の効果を確認しています。また、水源林においても手入れ不足の人工林の割合が向上するなど、公益的機能の高い森林づくりが進んでいます。

(1) 河川

2021年度は、27河川（支川を含めると56河川）89地点で調査しました。

人の健康保護に関する27項目（健康項目）及び生活環境保全に関する12項目（生活環境項目）等、計52項目の環境基準項目等を調査しました。

▶ 健康項目

早川の2地点では、¹砒素が環境基準を超過していましたが、他の項目は全て環境基準値内でした。その他の測定地点では、全ての環境基準を達成していました。

健康項目の調査結果

項目	概要	発生源	健康への影響	環境基準
砒素	早川の2地点で環境基準を超過した（最大0.023mg/L）	火山地帯における自然的要因によるもの	当河川からの水道取水はなく、健康への影響はない	0.01mg/L以下

¹ 水中の有機汚濁物質が微生物により分解される時に消費される酸素の量で、河川の汚濁状況を評価するもの

² 水中の有機汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁状況を評価するもの。海域や湖沼のように、プランクトン等の生物が多く存在している水域では、それらの呼吸作用による酸素消費量を考慮する必要があるため、BODではなくCODを水質指標として用いる。

▶ 生活環境項目

・類型指定³水域における環境基準達成状況

生活環境項目の代表的指標であるBODについては、水域類型が定められている45水域中43水域で環境基準を達成していました。水道水源の相模川中流部（A類型）、酒匂川上流部（A類型）をはじめ、県内の主要水域は、いずれもBODの環境基準を達成していました。

主要河川のBODの環境基準達成状況

水域名（類型）	2019年度	2020年度	2021年度
多摩川中下流（B類型）	○	○	○
鶴見川上流（D類型）	○	○	○
鶴見川下流（C類型）	○	○	○
相模川中流（A類型）	○	○	○
相模川下流（B類型）	○	○	○
酒匂川上流（A類型）	○	○	○
酒匂川下流（B類型）	○	○	○

*「○」は達成を示します。

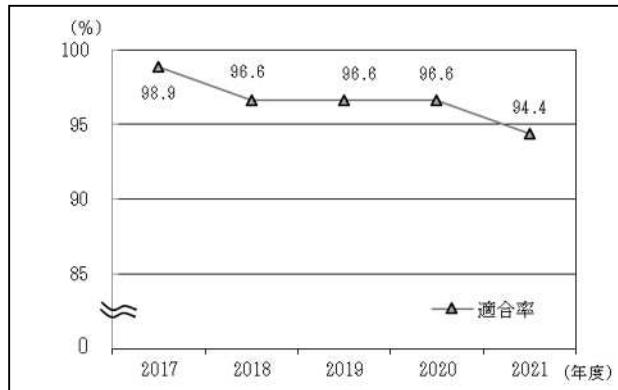
県内の河川に係る生活環境の保全に関する環境基準（BOD）

類型	環境基準値（BOD）	主な利用目的の適応性
A	2mg/L以下	沈殿ろ過等通常の浄水操作で水道利用可能、ヤマメ、イワナ等の生息あり、水浴に適する。
B	3mg/L以下	高度の浄水操作で水道利用可能、サケ科、アユ等の生息あり
C	5mg/L以下	コイ、フナ等の生息あり
D	8mg/L以下	農業用水として利用可能
E	10mg/L以下	日常生活上不快感を生じない程度

・測定地点における環境基準達成状況

測定89地点（27河川）中84地点（94.4%）で、BODの環境基準を達成していました。

河川の環境基準適合率の推移



³ 生活環境項目については、河川、湖沼及び海域の水域を利用目的に応じて区分し、その区分（類型）ごとに環境基準値を定めている。水域ごとに区分（類型）を指定することを、類型指定という。

(2) 湖沼

2021年度は、相模湖5地点、津久井湖4地点、芦ノ湖4地点、丹沢湖4地点及び宮ヶ瀬湖2地点で調査しました。(調査項目は、健康項目27、生活環境項目12項目などの計53項目)

▶ 健康項目

すべての測定地点で環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

・類型指定水域における環境基準達成状況

生活環境項目の代表的指標であるC O Dの環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている5水域中4水域(相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖)でした。

自然環境保全の目的から、最も厳しい環境基準が適用されている芦ノ湖は、基準を達成していません。

湖沼のC O Dの環境基準達成状況

水域名(類型)	2019年度	2020年度	2021年度
相模湖(A類型)	○	○	○
津久井湖(A類型)	○	○	○
芦ノ湖(AA類型)	×	×	×
丹沢湖(A類型)	○	○	○
宮ヶ瀬湖(AA類型)	○	○	○

* 「○」は達成、「×」は非達成を示します

県内の湖沼に係る生活環境項目の環境基準(COD)

類型	環境基準値(COD)	主な利用目的の適応性
AA	1mg/L以下	自然探勝等の環境保全、ろ過等簡易な浄水操作で水道利用可能、ヒメマス等の生息あり
A	3mg/L以下	沈殿ろ過等通常の浄水操作で水道利用可能、サケ科、アユ等の生息あり、水浴に適する。

相模湖・津久井湖に係る生活環境項目の環境基準(窒素・磷)

水域名	類型	項目	環境基準値	暫定目標
相模湖	II	全窒素	0.2mg/L以下	1.0mg/L以下
		全磷	0.01mg/L以下	0.080mg/L以下
津久井湖	II	全窒素	0.2mg/L以下	1.0mg/L以下
		全磷	0.01mg/L以下	0.042mg/L以下

・測定地点における環境基準達成状況

測定 19 地点中 15 地点 (78.9%) が C O D の環境基準を達成していました。

湖沼の環境基準適合地点の推移

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
測定地点数	19	19	19
適合地点数	15	15	15
適合率 (%)	78.9	78.9	78.9

(3) 海域

2021 年度は、海域の水質を東京湾 22 地点及び相模湾 20 地点で調査しました。環境基準の調査項目は、健康項目が 25 項目、生活環境項目が 10 項目等、計 46 項目です。

▶ 健康項目

すべての地点で全項目とも環境基準を達成していました。

▶ 生活環境項目

・類型指定水域における環境基準達成状況

生活環境項目の代表的指標である C O D の環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている 13 水域（東京湾 11 水域、相模湾 2 水域）中 9 水域（東京湾 7 水域、相模湾 2 水域）でした。全窒素及び全燐については、水域類型が定められている 4 水域（東京湾 4 水域、相模湾なし）すべてにおいて、環境基準を達成していました。

海域の COD の環境基準達成状況

類型	水域数	環境基準達成水域数		
		2019 年度	2020 年度	2021 年度
東京湾	A	2	0	1
	B	6	3	3
	C	3	3	3
相模湾	A	2	2	2
計 (達成率%)	13	8 (61.5)	9 (69.2)	9 (69.2)

* 東京湾は、19 の水域に分けて評価しています。

そのうち 11 水域は県が調査している水域です。

* 相模湾は、2 水域に分けて評価しています。

海域の全窒素・全燐の環境基準達成状況

水域名	類型	項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東京湾 (木)	II	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○
東京湾 (二)	III	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○
東京湾 (口)	IV	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○
東京湾 (八)	IV	全窒素	○	○	○
		全燐	○	○	○

* 東京湾の全窒素及び全燐は、6つの水域に分けて評価しています。

()内は、その水域名を表します。そのうち 4 水域は県が調査している水域です。

* 「○」は達成を示します。

海域に係る生活環境項目の環境基準(COD)

類型	環境基準値 (COD)	主な利用目的の適応性
A	2 mg/L 以下	自然探勝等の環境保全、マダイ、ブリ、ワカメ等の生息あり、水浴適
B	3 mg/L 以下	ボラ、ノリ等の生息あり、工業用水
C	8 mg/L 以下	環境保全

東京湾に係る生活環境項目の環境基準

水域名	類型	環境基準値	
		全窒素	全燐
東京湾	II	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
	III	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
	IV	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

・測定地点における環境基準達成状況

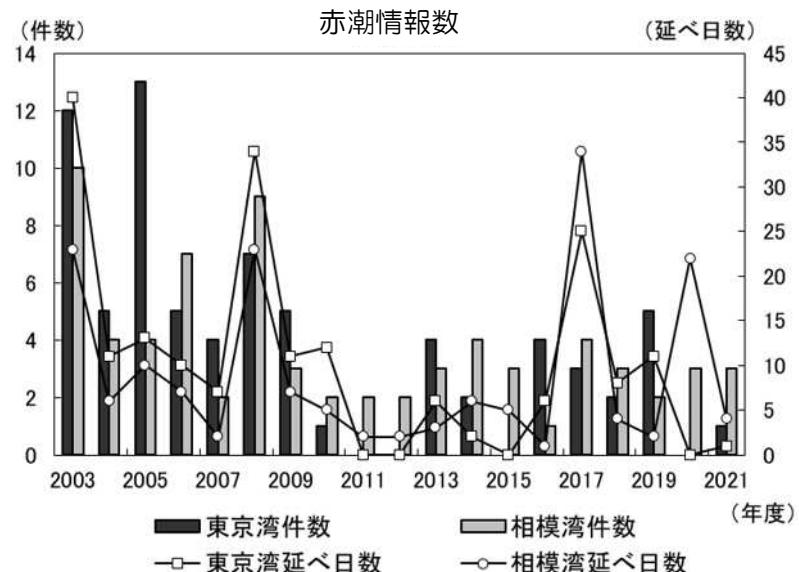
測定 42 地点（東京湾 22 地点、相模湾 20 地点）中 36 地点 (85.7%) が COD の環境基準を達成していました。

CODの環境基準適合地点数の推移

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
測定地点数	42	42	42
適合地点数	35	34	36
適合率 (%)	83.3	81.0	85.7

・赤潮⁴の発生状況

2009 年度以降の発生件数は、東京湾及び相模湾とともに、それ以前と比較して、低い水準で推移しています。



(水産技術センター調べ)

⁴ 植物プランクトンの大量増殖により、海が赤褐色等に見えること。生活排水や工場排水に含まれる栄養塩類が河川を通じて海に流入し、日照や水温などが好適な条件になると、植物プランクトンが大量増殖することがある。赤潮が発生すると、プランクトンが海水中の酸素を大量に消費することなどにより、魚の大量死を招くことがある。

(4) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目等について、メッシュ調査と定点調査を実施しました。

▶ メッシュ調査

県内全域を2kmメッシュに区切り、各メッシュ内の井戸1か所について水質を調査しています。調査は4年間で一巡するよう、計画的に実施しています。

2021年度は、11市7町の108地点において、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目28項目のほか、一般項目5項目について調査しました。

環境基準項目は、106地点で基準を達成しましたが、2市の2地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の1項目で環境基準を達成できませんでした。

▶ 定点調査

経年の変化の把握を目的として、代表的な地点の水質を継続的に調査しています。

2021年度は、湯河原町を除く19市12町1村の77地点でメッシュ調査と同様の項目を調査しました。76地点は環境基準を達成していましたが、1市、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の1項目が基準を達成できませんでした。

地下水質測定結果総括（メッシュ調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	108	1	106	98.1
一般項目*	5	108	0	108	100
全項目計	33	108	1	106	98.1

* 一般項目は電気伝導率、pH、水温等

地下水質測定結果総括（定点調査）

区分	測定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	77	1	76	98.7
一般項目	5	77	0	77	100
全項目計	33	77	1	76	98.7

(5) 土壤汚染

「土壤汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、汚染のおそれがある場合は、土地所有者等に対し土壤調査を命じています。調査の結果、汚染が判明した場合には、その土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」と指定し、要措置区域に対しては、汚染の除去等の措置を指示します。

県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

届出種類	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
土地区画形質変更届出	378	315	315	348	246	251
特定有害物質使用事業所廃止届出	15	22	21	13	10	12

(6) 地盤沈下

地盤沈下の状況を把握するため、市町域内で水準測量調査を行っています。横浜市及び川崎市では毎年、県条例の指定地域及び周辺地域である6市1町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市及び寒川町）では隔年で実施しています。

2021年度は、県条例の指定地域及び周辺地域である6市1町を含む、8市1町で調査を実施し、有効水準点数595点、沈下水準点数439点となりました。最大沈下量は横浜市の栄区上郷町の1.30cmでした。

水準測量調査結果

区分	調査水準 点数	有効水準 点数	沈下水準 点数	沈下内容			年間最大沈下点 及び沈下量※ (cm)	
				2cm 未満	2cm以上 3cm未満	3cm 以上		
横浜市	119	97	93	93	0	0	栄区上郷町	1.30
川崎市	291	231	88	88	0	0	小杉陣屋町	0.70
平塚市	34	29	29	29	0	0	八千代町	1.18
茅ヶ崎市	51	51	51	51	0	0	茅ヶ崎	1.42
厚木市	26	24	24	24	0	0	岡田	0.77
海老名市	88	75	75	75	0	0	杉久保北	1.73
寒川町	20	20	18	18	0	0	一之宮	0.60
鎌倉市	14	14	14	14	0	0	上町屋	1.16
藤沢市	56	54	47	47	0	0	江の島	1.25
計	699	595	439	439	0	0		

※ 隔年調査地域(横浜市、川崎市を除く市町)は2年間の沈下量

2 県の取組

(1) 環境基準達成に向けた規制・指導

▶ 水質汚濁防止法に基づく規制・指導

「水質汚濁防止法」では、工場・事業場から河川、湖沼、海域などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の規制等を定めています。

県では、有害物質等を含む排水を排出する特定施設を設置する特定事業場に対し、定期的な立入検査を実施して、排水基準の遵守状況等を確認しています。違反がある場合には指導・勧告等を行います。

▶ 化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

東京湾の水質に影響を及ぼす汚濁物質の負荷量（汚濁負荷量）を削減するため、排出水に含まれる汚濁物質の総量規制制度が導入されています。県は、「化学的酸素要求量（C O D）等に係る総量削減計画」に基づいた施策を推進しており、「第8次総量削減計画」のもと、C O D、窒素含有量及び燐含有量に係る削減対策の実施や、工場・事業場に対する総量規制及び削減指導等を行っています。

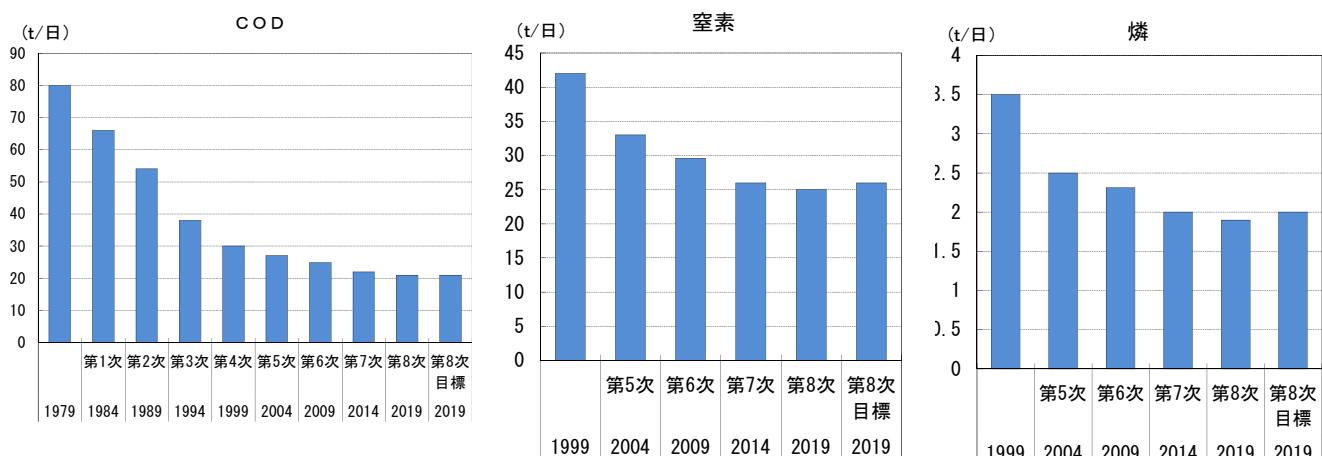
現在、「第9次総量削減計画」の策定に向けて検討を行っています。

東京湾の現状及び対策の実施状況は、ホームページで公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/toukyowann.html>



汚濁負荷量の推移



(2) 生活排水処理施設の整備

「神奈川県生活排水処理施設整備構想」（生活排水処理 100%計画）に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽⁵等の効果的かつ効率的な整備を推進しています。2019年1月には、今後の人口減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、整備構想を改訂しました。

⁵ し尿だけを処理する単独処理浄化槽に対し、し尿と生活雑排水を処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

整備構想における生活排水処理施設整備の基本的な考え方

1 整備の基本方針

- ・ 都市化が進んでいることを踏まえた、集合処理である下水道の整備
- ・ 農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域における農業集落排水施設の整備
- ・ 集合処理が適していない地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及

2 整備手法選定の考え方

主に次の点を考慮してそれぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進める。

- ・ 各地域における今後の人口動態・分布の見通し
- ・ 既存生活排水処理施設の設置状況（経過年数、管理状況、更新計画）
- ・ 建設及び維持管理に係るコスト比較
- ・ 水質保全効果（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善）
- ・ 用地確保の難易度（浄化槽の設置スペース・放流先、集合処理施設用地等）
- ・ 当該地域の特性、住民の意向

3 早期概成の考え方

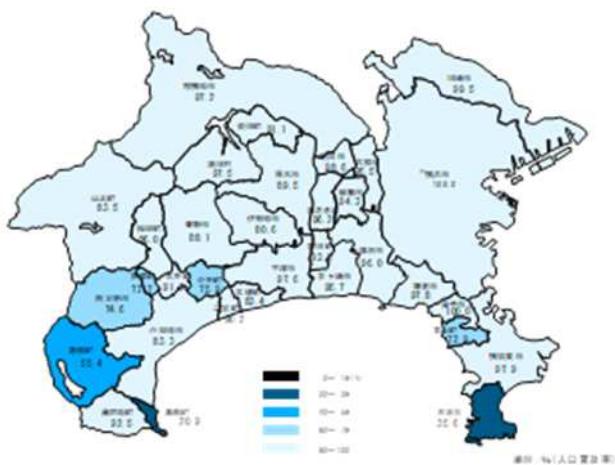
- ・ 人口減少等を踏まえ、集合処理施設整備区域を適切に見直す。
- ・ 生活排水処理施設間の経済比較を原則としつつ、クイックプラン（早期・低成本型下水道整備手法）の導入などにより2025年度までに生活排水処理施設の整備を概ね完了させる。
- ・ 下水道整備に10年以上かかる地区については浄化槽整備等による弾力的な対応を行う。

▶ 下水道の整備

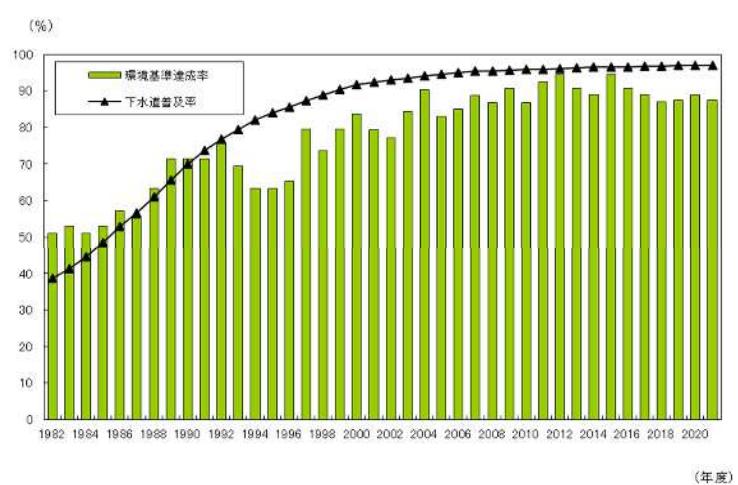
下水道は、健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全に不可欠な施設です。流域下水道の整備を図るとともに、市町村が行う公共下水道の整備を促進しています。

2021年度末の人口普及率は97.0%です。

市町村別下水道普及状況図（2021年度末実績）



BOD(COD)の環境基準達成状況及び下水道普及率の推移



▶ 合併処理浄化槽設置に対する補助

下水道等が整備されない地域等では、し尿と併せて生活排水を個別に処理する合併処理浄化槽を住宅ごとに設置することが重要です。

県は、市町村が合併処理浄化槽の設置者に設置費用の一部を補助する場合、当該市町村に対して補助を行っています。

▶ 農業集落排水施設の整備

下水道区域外の農業振興地域内において、概ね20戸以上、人口1,000人以下の農業集落を対象に、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する農業集落排水施設の整備を推進しています。コスト比較や住民の意向等を踏まえた総合的な判断により、整備を進めています。

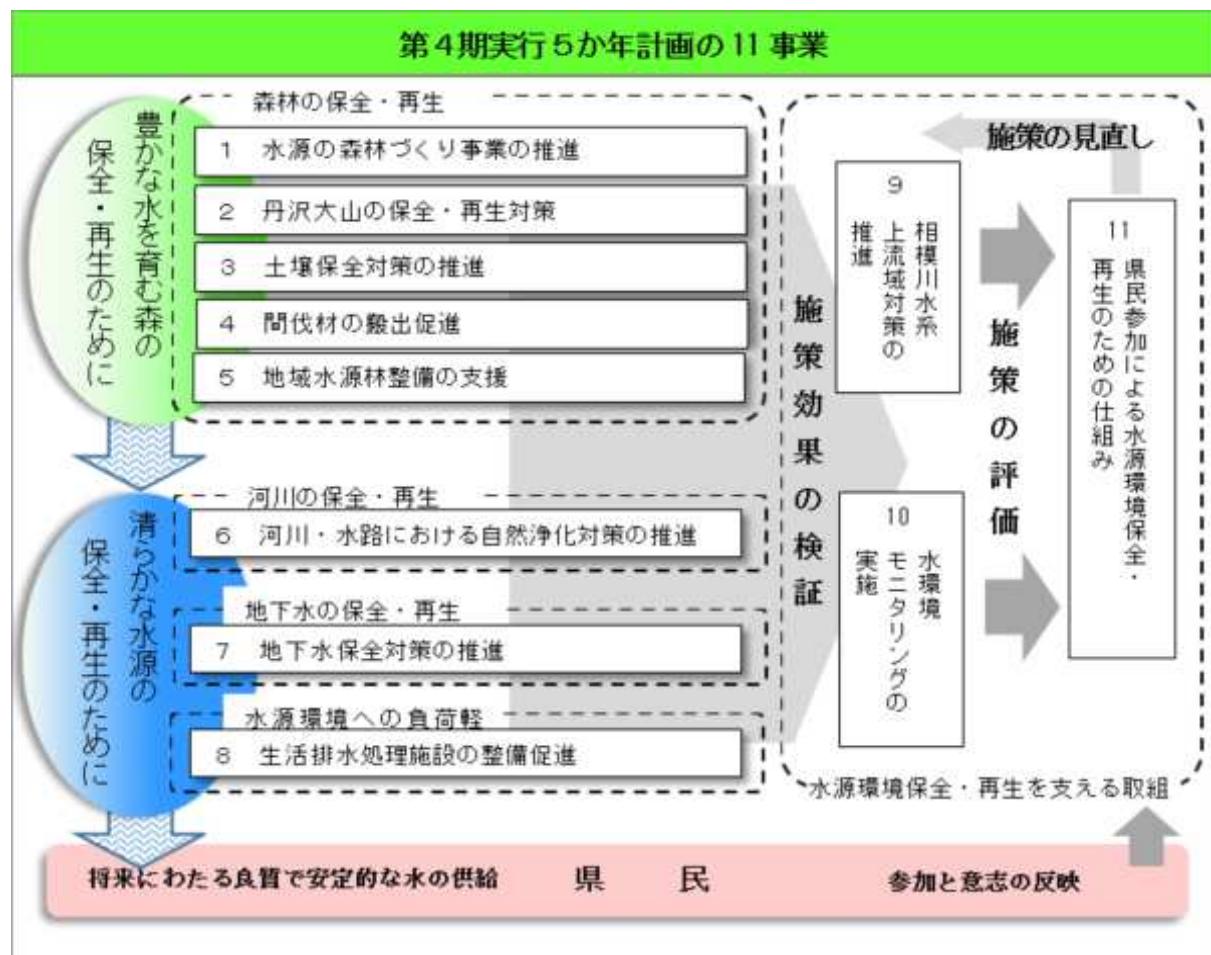
(3) 水源地域における取組

水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を推進しています。事業の推進には、県民の皆様に負担をいただいている水源環境保全税を活用しています。長期継続的な取組が必要であり、現在は、第4期計画（2022年度～2026年度）を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/index.html>



第4期実行5か年計画の11事業



▶ 河川・水路における自然浄化対策

水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図るため、市町村管理の河川・水路において、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路の整備を支援しています。

河川・水路の自然浄化対策の実施箇所数

2007～2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
29	4(4)	4(2)	5(2)	7(2)	4(0)



(生態系に配慮した河川の整備（相模原市）)

▶ 地下水保全対策

地下水を主要な水道水源としている地域における、良質な水の安定的な確保のため、市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策を支援しています。



地下水保全対策の実施市町村数

区分	2007～ 2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
地下水かん養対策	6	2	2	2	2	2
地下水汚染対策	2	1	1	1	1	1

(地下水浄化設備（秦野市）)

▶ 生活排水処理施設の整備

ダム湖の富栄養化状態を解消するには、生活排水の流入抑制が必要です。県では、ダム集水域における、公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組む市町村を支援しています。2017 年度からは、対象地域をダム下流域にも拡大し、相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域（ダム集水域を除く。）における、合併処理浄化槽への転換促進を図っています。

公共下水道の整備面積

（単位：ha）

2007～2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
258.7	21.0	18.0	21.0	17.0	15.0

県内ダム集水域における高度処理型合併浄化槽の設置基数

2007～2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
979	132	119	101	80	87

県内ダム下流域における合併浄化槽の転換基数

2007～2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
一	60	71	84	92	90



(一般家庭への浄化槽設置(相模原市))

▶ 県民参加による水源環境の保全・再生

水源環境保全・再生施策については、県民意見を反映するとともに、事業への主体的参加等、県民の意志を基盤とした施策展開を図っています。

・水源環境保全・再生かながわ県民会議

有識者、関係団体、公募委員を構成員とする会議において、水源環境保全税を財源とする施策について、点検・評価をしていただいています。

・市民事業支援補助金

市民団体やN P O 等が実施する水源環境保全活動（7団体9事業）に、補助金を交付しました。

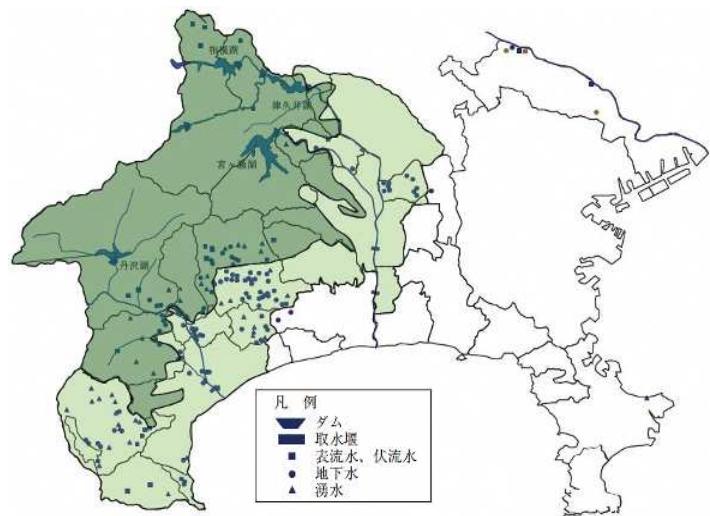


(県民会議委員による事業モニター)

(4) 森林の保全・再生

良質な水の安定的確保には、水源保全地域における健全な森林の保全・維持が不可欠です。

県民の財産である水源地域の森林を次世代に継承し、良質で安定的な水資源を確保するため、県内水源保全地域（水源の森林エリア及び地域の水源林エリア）において、森林の公益的機能を高める森林整備を進めています。



凡 例
 ダム
 取水堰
 表流水、伏流水
 地下水
 源水

■ 水源の森林エリア

■ 地域水源林エリア

} 県内水源保全地域

県内水源保全地域

▶ 水源の森林づくり

水源の森林エリア内にある手入れが必要な私有林を、6つの手法により県が公的管理・支援しています。また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を高める整備の方向として、スギ・ヒノキの人工林では、巨木林、複層林、針広混交林等の多彩な森林づくりに取り組んでおり、広葉樹林では適切な手入れを行い、活力ある森林づくりを図っています。

水源地域の森林を守り育てるためには、県民や企業・団体等との連携が必要です。幅広い県民の理解と協力を得るために、寄附や森林づくりボランティア活動への参加の呼びかけ等を推進しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/suigen.html>



水源の森林づくり事業の6つの手法

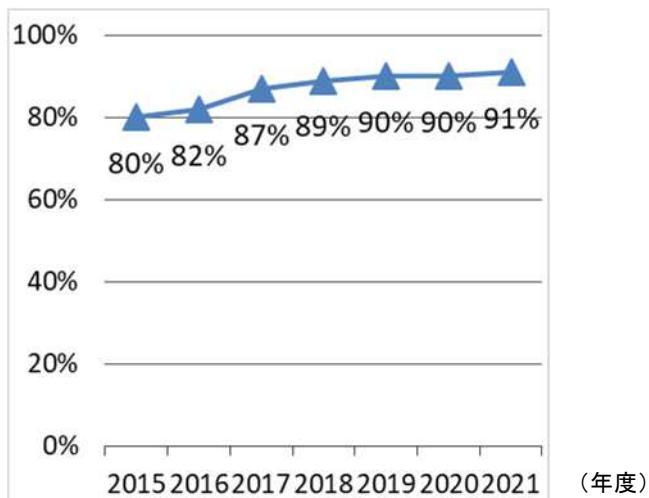
手 法	内 容
協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を県が補助します。
長期施業受委託	森林所有者と森林組合等が森林施業に係る契約を結び、森林組合等が森林の管理・整備を行います。
水源協定林	森林所有者と協定（借り上げなど）により森林を県が整備します。
環境保全分収林	木材生産目的の分収契約*を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備します。 *伐採時に生じた収益を森林所有者と分け合う契約
水源分収林	森林所有者との分収契約により、森林を県が整備します。
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を県が買入れ、保全整備します。

水源の森林の確保の実績 (単位: ha)

1997～2019 年度	2020 年度	2021 年度
21,247	429	501

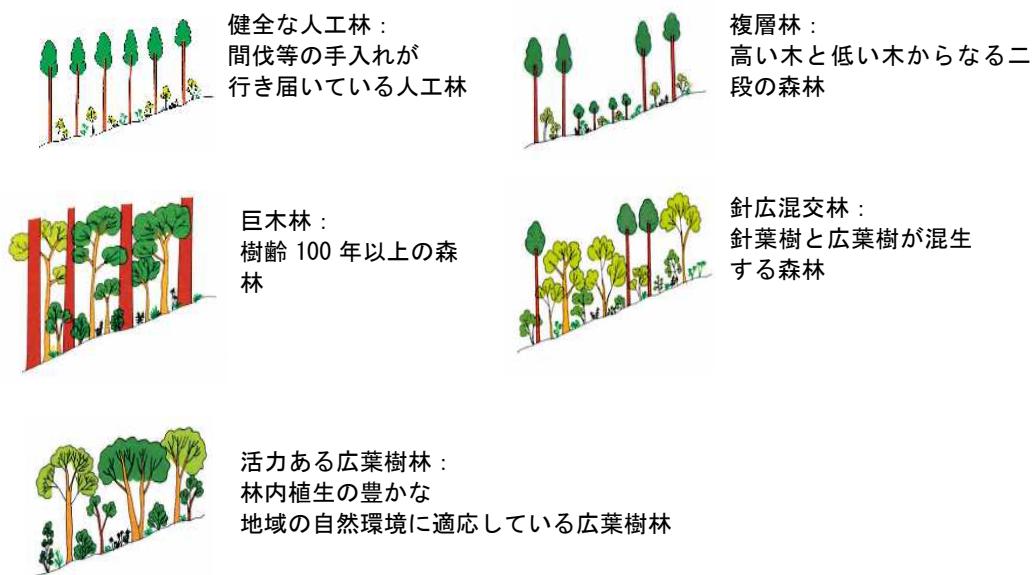
* 1997 年度～2019 年度年度の面積は、協力協約から長期施業受委託への移行面積を差し引いています。

適切に管理されている森林の面積の割合



* 水源の森林エリアの私有林 (42,000ha) のうち、適切に管理されている森林面積の割合を示しています。

水源の森林づくりが目指す林型



▶ 地域の水源林整備

地域の水源林エリアの私有林は、河川表流水や地下水、湧水など、地域における水源保全に重要な役割を果たしていますが、水源の森林エリアと同様に荒廃の進行が懸念されています。また、水源の森林エリア内にある市町村有林についても、公益的機能の高い森林づくりが求められています。県では、市町村が主体的に行う、こうした森林整備の取組を支援しています。

支援制度の概要

区分	内 容
私有林の整備	地域水源林エリア内の私有林で、水源の森林づくり事業に準じて市町村が行う森林整備・確保に対する支援
市町村有林等の整備	地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備に対する支援

整備実績

(単位:ha)

区分	2007~2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
私有林の整備	2,671	201	252	276	293	283
市町村有林等の整備	1,196	118	95	58	65	66

(5) ダム貯水池の保全

▶ 相模湖・津久井湖の水質保全対策

湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖に8基、津久井湖に9基設置しています。

これにより、アオコの発生量は概ね抑制されており、2021年度は大量発生に至りませんでした。

しかし、アオコの発生要因である窒素、^{りん}燐等には、自然由来のものもありますが、濃度は依然として高く、湖水の富栄養化状態は改善されていません。そのため、津久井湖の三井地区、沼本地区において、植物の持つ自然浄化機能を活用した植物浄化施設により、アオコの発生抑制対策を実施しています。



(三井地区植物浄化施設)

植物プランクトン大量発生の根本的な解決には、栄養源となる窒素、^{りん}燐等の流入を防ぐことが必要であり、水源地域における生活排水対策や工場排水対策が重要となっています。

▶ 水源かん養林の保育

道志ダム（奥相模湖）上流に位置する相模原市牧野財産区及び同市青野原財産区が所有する山林約426haについて、両財産区と地上権設定契約を締結し、水源かん養林の保育・整備を行っています。水道用水・発電用水の安定的確保とダムへの土砂流入抑制などを目的としています。

▶ ダム施設及び貯水池環境の整備

相模湖、津久井湖及び丹沢湖では、湖周辺の法面保護と湖面利用の安全を確保するため、法面の崩落防止工事を計画的に実施しています。ダム貯水池についても、流芥除去などを行い、保全を図っています。



(津久井湖崩落防止工事)

▶ ダム上流域の災害防止や貯水地の機能維持を図る堆積土砂の除去

相模湖において、貯水池上流域の堆砂による災害防止と有効貯水容量維持を目的とした、しゅんせつを行っています。また、丹沢湖では、流入する3河川のうち2河川に貯砂ダムを設置し、貯砂ダム内に堆積した土砂をしゅんせつすることなどにより、貯水容量の確保に努めています。同様に堆砂が進行している奥相模湖においても、上流域の災害防止を目的として、しゅんせつを行っています。

(6) 地下水保全

▶ 地下水汚染の未然防止、浄化対策

有害物質の地下浸透を未然に防止するため、水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物やカドミウム、鉛などの有害物質を使用する工場・事業場に対して立入検査を行い、適正な使用、管理等の徹底を図っています。

現在の地下水汚染は、地下浸透に対する規制がなされた以前の有害物質地下浸透に起因するものが大半となっていますので、汚染原因者に対して浄化対策の指導等を行っています。

▶ 地下水質の監視

横浜市などの水質汚濁防止法政令 10 市⁶と協力して、概況調査（メッッシュ調査、定点調査）、継続監視調査等を実施しています。

▶ 地下水かん養等の推進

雨水浸透ます等の設置を推奨しています。地下水に対する県民の関心を深め、保全と活用に向けた県民の自主的な保全行動を促進しています。

▶ 土壤汚染対策

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、対策を推進しています。適時に調査機会を設け、速やかに必要な対策を講じられるよう、土壤・地下水汚染の把握と事業者の指導に努めています。

▶ 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、現に地盤沈下が生じている地域あるいは生じるおそれのある地域を指定し、地下水採取を規制しています。

平塚市ほか 6 市町が隔年（奇数年）で実施する地盤沈下の水準測量調査を支援し、地盤沈下情報の把握に努めています。また、地下水を採取する者に対しては、採取量及び地下水位測定の結果報告を義務付け、地下水過剰採取の防止を図っています。

近年、地盤沈下は沈静化傾向となっていますが、引き続き、地下水採取規制や地下水かん養の促進が必要です。

⁶ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市